

## 30 馬掛自然環境保全地域



### 1 地域指定

- (1) 指定地域 馬掛不動尊周辺一帯（美浦村）
- (2) 指 定 昭和57年2月22日（茨城県告示第258号）

### 2 保全計画の概要

#### (1) 指 定 理 由

本地域は、タブノキを主とする常緑照葉樹にスダジイ、シロダモ、モチノキ等が混生して樹高15～20メートルとなって樹勢も良く四方に伸びた樹冠を有している。その林床には、シダ植物のイノデ、オオバノイノモトソウ等が豊富に生育し、植生上タブーイノデ群集の組成を維持しており、本県の暖帯林を代表する数少ない森林で、県南においては近年減少しつつある中で特に貴重な地域である。

地域の中央部はスギ林であるが、スダジイ、シロダモ、ヤブツバキが混生し、林床にはイノデ等のシダ植物が生育していることから、地域の潜在植生を考察する上で重要である。

動物相は、関東地方以西に分布し、個体数の少ないベニイトトンボ、モンキアゲハの昆虫やツルシギが見られることから、この動植物の生息環境を保全する必要がある。

このため、本地域は茨城県自然環境保全条例第3条第1項第5号に規定する「植物の自生地、野生動物の生息地」に該当する。

#### (2) 自然環境の概要

## ア 植 生

常緑樹林は、高木層にタブノキ、スダジイ、亜高木層にシロダモ、ケヤキ、モチノキ、ヤブツバキ、低木層にヒサカキ、アオキ、ヤツデ、ムラサキシキブ、草本層にイノデ、オオバノイノモトソウ、アマチャヅル、ジャノヒゲ、アズマネザサ等が生育し、植物組成上、タブーイノデ群集として本県での数少ない暖帯林を構成している。

スギ林には、スダジイ、シロダモ、ヤブツバキ等の暖地性植物が混生状態で生育し、低木層にヒサカキ、ニワトコ、ムクノキ、サンショウ、ヤツデ、アオキ、草本層にイノデ、ベニシダ、オオバノイノモトソウ、ヤブソテツ、リョウメンシダ等のシダ植物が豊富に見られ、この地域の潜在植生を知ることができる。

また、この上部のマツ林には、アカガシが混じり、草本層にミズヒキ、イノコズチ、ゴキヅルヤブラン、テイカカズラ等の暖帯性植物が豊富に生育している。

これらのうち、イノデは大型の常緑性シダ植物で本県を北限としており、通常個体数の少ない種で、当地域においてはその個体数が多いことに特色を有し、植生を考察する上で貴重な地域と言える。

## イ 野生動物

常緑樹を好むアオスジアゲハ、キアゲハ、アゲハ、クロアゲハ、モンキアゲハ、カラスアゲハのほか、キマダラセセリ、チャバネセセリ、ベニシジミ、ゴイシシジミ、コムスジ、アカタテハ、ルリタテハ、ジャノメチョウ等のチョウ類、ベニイトトンボ、アジアイトトンボ、オニヤンマ、シオカラトンボ、ナツアカネ、アキアカネ等のトンボ類、昆虫類が生息し、近くに霞ヶ浦を控えていることから、ツルシギ、コサギ、トビ、コジュケイ、ヤマドリ、キジバト、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ヒヨドリ、ジョウビタキ、ツグミ、ホオジロ、マガモ、オオヨシゴイ、モズ等豊富に鳥類が見られる。

特に、個体数の少ないモンキアゲハ、関東地方以西に分布するチャバネセセリ、ニベイトトンボの生息は貴重である。

## ウ 地形、地質、自然現象

霞ヶ浦沿岸の沈降帯に位置し、湖側の台地は侵食作用を受けたが、現在は護岸が施工されている。

地質は、シルト質砂又は細砂を主体とした海成層（成田層）で上部に関東ローム層が堆積している。

また、気候は年平均気温14.3℃、年平均降水量1,292mmである。

## (3) 区 域

### ア 区域の概要

美浦村の北東部、霞ヶ浦に面した斜面で、馬掛不動尊を含む森林地域とする。

### イ 位置及び区域

茨城県稲敷郡美浦村大字馬掛の一部（別図のとおり）

## (4) 自然環境保全に関する基本的な事項

### ア 保全すべき自然環境の特質

タブノキを優占種としてスダジイ、シロダモ、モチノキ、ヤブツバキ等の常緑照葉樹林が四方に樹冠を伸ばし、林床のイノデを主とするシダ植物と相まって、タブーイノデ群集の相観を呈していることは、本県での暖帯性の植物分布を探る上で学術上貴重な地域である。

また、スギ林についても林内にスダジイ、シロダモ、ヤブツバキが混生し、豊富なシダ植物もみられて、この地域の潜在植生を考察するのに適した組成を有している。

動物相では、個体数の少ないベニイトトンボ、モンキアゲハが見られるなど、生息環境が良く保たれていることから、積極的に自然環境の維持、保全を図る。

### イ 権利制限関係等の概要

特記事項なし

### ウ 特別地区の指定及び規制に関する方針

保全地域のうち、タブノキを主とするスダジイ、シロダモの常緑樹林、林床のイノデ等のシダ植物は本県の代表的な暖帯林の相観を呈し、個体数の少ないベニイトトンボ、モンキアゲハの生息する自然度の高い地域を積極的に保全するため、特別地区に指定し、自然環境の保全につとめる。

このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

## エ 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病虫害防除施設、給餌施設及び養殖施設を必要に応じて設ける。

### (5) 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

名 称	位置及び区域	面 積	土地所有別面積	摘 要
馬掛自然環境保全地域特別地区	茨城県稲敷郡美浦村大字馬掛 470外3筆全部	ha 0.50	ha 民有地 0.50	タブノキ、スダジイ、シロダモ等の常緑樹林、ベニイトトンボ、モンキアゲハの生息する自然度の高い地域の保全を図る。

### 総括表

区 分	特 別 地 区			普 通 地 区			合 計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積(ha)	—	—	0.50	—	—	2.15	—	—	2.65
地区別面積(ha)	0.50			2.15			2.65		
地区別比率(%)	19			81			100		

### (6) 保全のための規制に関する事項

#### ア 野生動植物保護地区は次のとおりとする。

該当なし

#### イ 茨城県自然環境保全条例第6条等3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及びその限度	面 積	土地所有別面積
茨城県稲敷郡美浦村大字馬掛470外3筆全部	木竹の伐採は原則として単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には択伐(択伐率、現在蓄積の30パーセント以内)とする。	ha 0.50	ha 民有地 0.50

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法・ 限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の 方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別 面積 (h a)	—	—	—	—	—	0.50	—	—	—	—	—	0.50
方法・限度別 面積 (h a)	—			0.50			—			0.50		
方法・限度 別比率 (%)	—			100			—			100		

ウ 同条例第6条第4項第7号に規定する汚廃水の排出の規制に係る湖沼又は湿原  
該当なし

# 馬掛自然環境保全地域位置図

$$S = \frac{1}{50000}$$

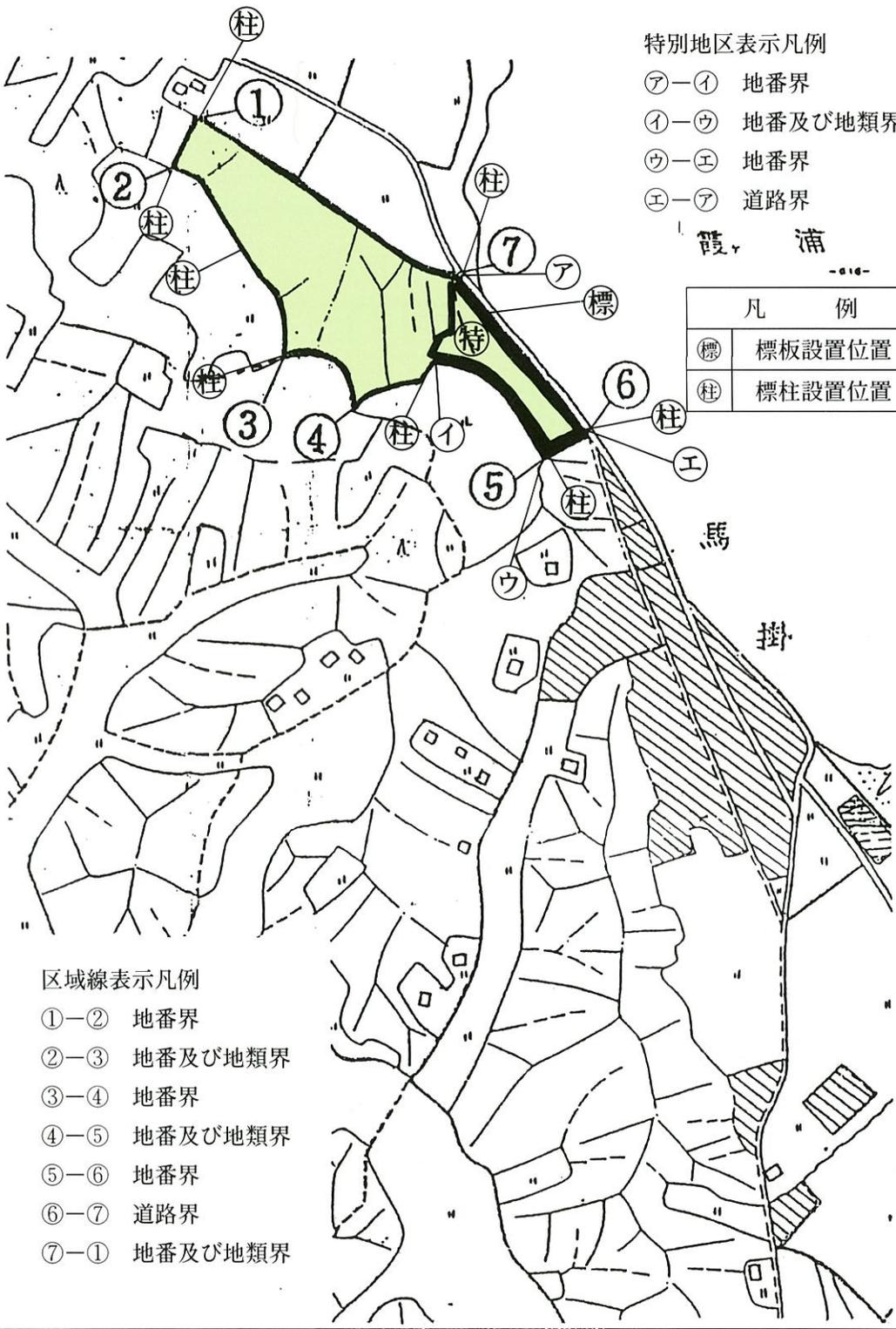


霞ヶ

-0-

# 馬掛自然環境保全地域区域図

$$S = \frac{1}{5000}$$



## 特別地区表示凡例

- ア-イ 地番界
- イ-ウ 地番及び地類界
- ウ-エ 地番界
- エ-ア 道路界

標板設置位置

標柱設置位置

凡 例	
標	標板設置位置
柱	標柱設置位置

## 区域線表示凡例

- ①-② 地番界
- ②-③ 地番及び地類界
- ③-④ 地番界
- ④-⑤ 地番及び地類界
- ⑤-⑥ 地番界
- ⑥-⑦ 道路界
- ⑦-① 地番及び地類界